

令和8年度 北茨城市保育料(3号認定)

令和8年度の保育料軽減(保育)

階層区分		定 義	3歳未満児		国軽減		県軽減		市軽減
国	市		保育標準時間	保育短時間	低所得者	ひとり親・在障	二人親	ひとり親・在障	
第1	第1	生活保護世帯	0	0					
第2	第2	市町村民税非課税世帯	0	0					
第3	第3	市町村民税均等割のみ課税世帯	15,000	14,700	年齢制限撤廃で第2子半額、第3子以降無償	無償	二人親	ひとり親・在障	市軽減
			7,500	7,350					
			0	0					
第3	第4	所得割課税額24,300円未満	17,000	16,700	年齢制限撤廃で第2子半額、第3子以降無償	無償	二人親	ひとり親・在障	市軽減
			8,500	8,350					
			0	0					
第3	第5	所得割課税額24,300円以上48,600円未満	19,500	19,200	年齢制限撤廃で第2子半額、第3子以降無償	無償	二人親	ひとり親・在障	市軽減
			9,750	9,600					
			0	0					
第4	第6	所得割課税額48,600円以上72,800円未満	22,500	22,100	年齢制限撤廃で第2子半額、第3子以降無償	無償	二人親	ひとり親・在障	市軽減
			11,250	11,050					
第4	第7	所得割課税額72,800円以上97,000円未満	26,000	25,600	年齢制限撤廃で第2子半額、第3子以降無償	無償	二人親	ひとり親・在障	市軽減
			13,000	12,800					
第5	第8	所得割課税額97,000円以上133,000円未満	29,500	29,000	年齢制限撤廃で第2子半額、第3子以降無償	無償	二人親	ひとり親・在障	市軽減
			14,750	14,500					
第5	第9	所得割課税額133,000円以上169,000円未満	33,000	32,400	年齢制限撤廃で第2子半額、第3子以降無償	無償	二人親	ひとり親・在障	市軽減
			16,500	16,200					
第6	第10	所得割課税額169,000円以上212,700円未満	36,500	35,900	年齢制限撤廃で第2子半額、第3子以降無償	無償	二人親	ひとり親・在障	市軽減
			(18,250)	(17,950)					
			0	0					
第6	第11	所得割課税額212,700円以上256,400円未満	40,000	39,300	年齢制限撤廃で第2子半額、第3子以降無償	無償	二人親	ひとり親・在障	市軽減
			(20,000)	(19,650)					
第6	第12	所得割課税額256,400円以上301,000円未満	44,000	43,300	年齢制限撤廃で第2子半額、第3子以降無償	無償	二人親	ひとり親・在障	市軽減
			(22,000)	(21,650)					
第7	第13	所得割課税額301,000円以上397,000円未満	48,000	47,200	年齢制限撤廃で第2子半額、第3子以降無償	無償	二人親	ひとり親・在障	市軽減
			(24,000)	(23,600)					
第8	第14	所得割課税額397,000円以上	52,000	51,100	年齢制限撤廃で第2子半額、第3子以降無償	無償	二人親	ひとり親・在障	市軽減
			(26,000)	(25,550)					
			0	0					

【注意】
 保育料の階層区分を決定するにあたっては、市民税所得割額を基に行う。ただし、税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等)がある場合は、控除前の額を基にする。

未就学児で教育・保育認定を受けている児童で数えて第2子に該当する児童は無償 ※

<市の第2子無償化>

教育・保育認定(1号/2・3号)を受けて入所している兄弟姉妹から数えて2人目の子が対象です。